

で、十五分じゃ足りなければ三十分にするとか、それはきちんと是非やつていただきたいと思いま

す。

それからもう一つ、緊急時の対応として、エビネフリンの用意、これは絶対にするはずだと思ひますけれども、それだけじゃなくて、さつき言つたように、気道閉塞して息ができなくなるというのが命を奪う可能性があるわけですね。

先ほど御紹介したような JAMA の記事によれば、七人、気管挿管を実際にしているわけです。ということは、気管挿管しなければこの方は亡くなっているわけですね普通で考えると、そのまま I C U に十八人、これを上回る方が入っているわけです。

それを考へると、エビネフリンを用意しておけばいいというのではなくて、マスクでもって換気するマスク換気であるとか、それから、本来でいえば、最初の方は、挿管器具をきちんと用意しておいて、何かあつたらすぐ挿管できるようなお医者さんが対応しないと、お医者さんによつては、基本的にできるはずなんですねけれども、やはりそれは上手、下手もありますし、経験もあるので、そういうこともやはり気配る必要があると思います。

特に、若い方に打つようになると、逆により必要なつてくるかなと。要は、コロナで亡くなることがない方が副反応で亡くなるようなことがあつては、最初に申し上げましたけれども、それは絶対に防止しなきゃいけないことだと思つています。

そういうことに關して厚労省は今どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。○田村國務大臣　接種会場で、おっしゃられるどおり、まず、責任者、何か急変があつたときの責任者をちゃんと決めておくということ。それから、今エビベンの話もありましたけれども、そういう薬剤ですね。それから、あわせて、救急用のいろいろな処置ができる、そういう物品、こういふものもおそろえをいたなくということ。何よ

り、何かあつたときに搬送しなきゃいけませんか

ら、対応していただく医療機関でありますとか搬送方法、こういうこともしっかりと決めておくこ

と。

本当に、言われたとおり、アナフィラキシーが起つたときに十分に対応できるような、そんな体制というのも含めて対応いただくということが前提条件になつてしまりますので、しっかりと、今までこれはお伝えさせていただいておりますけれども、更に徹底をさせていただきたいというふうに思つております。

○青山(雅)委員 私がこれを聞いたのは、別に何か世間を怖がらせるとかそういうことではなくて、アナフィラキシーショックに関しては、対応さえきちんとできれば救命できる可能性が高いわけですね。イギリスやアメリカは実際にそうできています。日本でそこが一手抜かりがあって亡くなることが出れば、これはもうワクチン接種事業に大きな差し障りが出るということです。

そこで、何がこれで対応しないといふかとお医者さんが持つてゐるかどうかという若干心も

やつていただきたいと思います。

そういうふうに思つてまいりたいというふうに考えております。

○青山(雅)委員 最後、一点だけ。

ワクチンに関しては是非よろしくお願ひいたします。

そして最後、春先、国は、発熱患者の診療をあ

る程度回避するという目的もあつたと思ひます。

三十七・五度が四日続かなければ診療を受けるな

どいと思うますけれども、こういうものも、どうい

うような頻度でこういうものが発症しておるかと

いうことも含めて、国民の皆様方へしっかりと情報開示してまいりたいというふうに考えております。

○青山(雅)委員 最後、一点だけ。

ワクチンに関しては是非よろしくお願ひいたしました。

○金田委員長　これにて青山君の質疑は終了いたしました。

いく。

審議会の方も今までよりも頻度を増やすなきやあわせて、今ちょっと先行事例で、医師の方々数万人に打つていただいております。この方々には、健康調査という形で、観察日誌みたいなものをおつけをいただくわけですが、そこは比較的、症状があろうがなかろうが、いろいろな、腫れや痛みというのも含めて日々お

つけをいただくという形になります。

こういうものに關しても、先行事例でございま

すから、これを集めまして、比較的軽いものが多くなっていますけれども、こういうものも、どうい

う頻度でこういうものが発症しておるかと

いうことも含めて、国民の皆様方へしっかりと情報開示してまいりたいというふうに考えております。

○青山(雅)委員 時間が参りました。

是非、今の点、積極的な広報もよろしくお願ひします。どうも今日はありがとうございました。

○金田委員長　これにて青山君の質疑は終了いたしました。

○浅野哲君　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、フランス、英國、ドイツを今例示しております。

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

すから、お受けをいただきたいといつことでお願いいたします。

今委員おっしゃられたとおり、今はもう既に、診療・検査外来といいますか医療機関というものの、もう二万八千、九千だと思いますが、それぐら

い登録をいたしておりますので、以前よりかなりとんでも分かつていてただくよう、更に我々周知に

いたしました。

○青山(雅)委員　是非、今までやりたいといふうに考えております。

○金田委員長　これにて青山君の質疑は終了いたしました。

○浅野哲君　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

まず、本日お配りした資料の一を御覧いただきたいと思います。こちらには、日本を含め幾つかの諸外国の現在行われている中小企業向け給付金の比較表を掲載してございます。まだお手元にない方もいらっしゃるかもしれません。例えば、

昨年、持続化給付金というのがございました。中小企業、個人事業主、最大二百万円までの給付を行われていたわけですけれども、この最大二百万円という数字がどのような根拠で、どういった要素で算出されていたのかというのを、簡潔にまずは教えていただきたいと思います。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

令和元年中小企業実態基本調査における二〇一八年度実績によりますと、従業員五十人以下の中小法人につきまして、地代家賃等の固定費が年間約四百万円程度、個人事業主では年間約二百万円程度というふうになつてござります。

持続化給付金は、このような推計も勘案しながら、売上高が少なくとも半減する事業者に対しまして、年間のこうした法人、個人の支払い負担の半分程度に相当する額として、法人に二百万円、個人に百万円を上限に給付を行うという考え方に基づいております。

○浅野委員 どうもありがとうございました。

平均値の半分程度ということことで二百万という数字が決まつたということであります。その上で、今回、一時支援金の制度設計に当たつては、この支給水準の検討に当たつて、この持続化給付金の水準を参照しながら決めたということを事前に聞かされておりますが、この一時支援金の上限額、今回、最大六十万円というふうになつておりますが、この六十万という数字がいかなる要素、根拠で決まつているのか、こちらも改めて御説明をいただけますでしょうか。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

ただいまの委員の御指摘のとおりでございまして、先ほど御答弁申し上げました持続化給付金と同様の調査に基づいて設定をしております。

ただし、対象期間につきましては持続化給付金のよう年に間ではなく、今回、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業などにより影響を受ける三か月分ということで、その固定費の半分程度に相当する金額として設定してござります。

○浅野委員 どうもありがとうございました。

一時支援金の算定要素というのは、先ほど持続化給付金のときの御紹介いただきました、従業員五十人以下の企業が負担している固定費の平均値から算出したものを使っているということでありました。

実は、平均値を出した際の基データとして令和元年度中小企業実態基本調査というのがございました。

ですが、こちらの内訳をもう少し細かく見ていくままで、三か月分の固定費の半分程度に相当する金額として設定したものでございます。あくまで

平均額ということをございますけれども、五十人以下で九五%の中小事業者が対象になると、この五十人以下というのが一つのカテゴリーではなくて、実は、五十人から二十一人まで、二十人から六人まで、五人以下という三つのカテゴリーに分けられて、それぞれ調査をされておりました。

実際、それぞれ、一番少ない五人以下という企業においては、平均値が、私の確認によれば年間百八十九万円、六人から二十人の企業の場合、二百七十六万円、法人企業、二十一人から五十人の規模の場合、かなりちよつと増えますが、千二百万円、さらに、ここに個人事業主の要素も加えて平均約四百万円ということなのだそうであ

ります。

私が言いたいのは、これは全体平均を取つて四百万の半分で二百万だよ、それをベースに今回六十万円というふうに計算をしているんですが、あくまでも、やはり、今のように事業規模、従業員の規模別に見ますと、かなり格差があります。

当然ながら、一店舗で完結している事業者と複数店舗を持つている事業者があるわけですけれども、今回、この一時支援金については、店舗単位ではなく事業者単位での給付になつていて。

これが一つ目の指摘したい問題点であります。

そして、二つ目の問題点をちょっとと指摘したいと思いますが、二つ目は、今回、一時支援金の対象者が緊急事態措置の影響を受ける事業者に限定されているというところでございます。さきの新型インフル特措法改正で蔓延防止措置も新設されました。その中でも罰則規定つきで一部時短要請をする権利が行政に与えられておりますが、この蔓延防止措置、なぜこれが範囲に含まれないのか、なぜ緊急事態に限定されているのか、まずは

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。

規模別に応じて支給の上限額を変えるべきではないかという御指摘ござります。

今申し上げたような積算というか判断に基づきまして、三か月分の固定費の半分程度に相当する金額として設定したものでございます。

も平均額ということでござりますけれども、五十人以下で九五%の中小事業者が対象になると、この五十人以下というのが一つのカテゴリーではなくて、実は、五十人から二十一人まで、二十人から六人まで、五人以下という三つのカテゴリーはこれでできているというふうに考えてお

ります。

一方で、御指摘のように、事業規模によつてももちろん差はあるわけでござりますけれども、それは様々な地域あるいは事業の実態によつて変わつてくるものだろうと思ひます。地域や事業の実態に応じた支援につきましては、それぞれの地域あるいはそれぞれの事業において行われているのがカバーはこれでできているというふうに考えてお

ります。

一方で、緊急事態措置地域外にあります。

延防等で重点措置を行う地域を含めまして、自治体の裁量により、時短営業要請を行う対象区域あるいは対象の業態、時間帯、外出自粛の内容などに差異があるというふうに承知しております。

したがいまして、影響を受ける事業者も様々でありますことから、国による一律の制度ではなく、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を積極的に御活用いただいて、飲食店のほか、影響を受ける事業者を支援することがより効果的である

といふふうに考えてござります。

以上でござります。

○浅野委員 今、九五%カバーしているから大丈夫だという御発言があつたんですけれども、確かに、九五%の企業に対し何らかの金額は行くと思います。ただ、その支援した金額がその事業者にとどつて十分なのかどうなのか、支援として有効性があるのかないのか、そこが大事なポイントか

だと思いますので、是非そこは、これ、制度設計が終了しているわけではなく、まだ詳細は検討も続いているというふうにも聞いておりますが、この点、是非御考慮をいただきたいということを申し上げさせていただきます。

○浅野委員 今、答弁のポイントとしては、緊急事態の場合は、国がかなり詳細まで決める、蔓延防止措置の場合は、自治体に裁量があるから臨時交付金も活用してという話でした。

ただ、蔓延防止措置の実効性を担保するために罰則規定を設けているのは国の法律でありますし、その新型インフル特措法六十三条では、国の支援規定も新たに設けられております。こういった中で、本当に、臨時交付金でやつてあるから大

丈夫だというような姿勢を中企庁が取つていいのかどうか、やはりここに私は問題意識を持っております。

その上で、ちょっと西村大臣にお伺いをしたい

この点について答弁をいただきたいと思います。

○飯田(健)政府参考人 お答えいたします。

特措法に基づく基本的対処方針におきまして、緊急事態措置地域では、全国的かつ急速な感染症の蔓延防止のために、外出自粛要請に加えまして飲食店の時短営業要請が行われますけれども、そ

の実施、時間共に都道府県知事の裁量はないといふふうに承知しております。

一方、緊急事態措置地域外にあります。

延防等で重点措置を行う地域を含めまして、自治体の裁量により、時短営業要請を行う対象区域あるいは対象の業態、時間帯、外出自粛の内容などに差異があるというふうに承知しております。

したがいまして、影響を受ける事業者も様々でありますことから、国による一律の制度ではなく、地域の実情に応じて地方創生臨時交付金を積極的に御活用いただいて、飲食店のほか、影響を受ける事業者を支援することがより効果的である

といふふうに考えてござります。

以上でござります。

○飯田(健)政府参考人 お答え申し上げます。

この点について答弁をいただきたいと思いま

す。

今、臨時交付金の話が出ました。蔓延防止等重点措置の影響を受けた者に対する協力金、臨時交付金の中での支援というものは今どのような検討状況にあるのか、教えていただけますでしょうか。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

もう御案内のとおり、緊急事態宣言の対象地域においては協力金は月額換算最大百八十万円、それ以外の地域は月額換算で最大百二十万円という形で協力金を交付させていただいております。

その上で、蔓延防止等重点措置に係る支援内容についてでありますけれども、まさにエリアを絞つて、都道府県知事が要請の内容もどういった内容にするか判断をしていくことになりますので、そういう措置の内容、何時までの時短とするのか、どういった業種にするのかということを含めて、そして、それによる経営への影響の度合い、こういったことを勘案して、公平性の観点あるいは円滑な執行、こういったことも配慮して、十分な理解が得られるように検討を進めています。

そして、先ほど来、この資料もいただきました、私どもも、アメリカやドイツやフランス、英國、こういった仕組みも研究をしながら、まさに経営への影響の度合い、これを勘案して、引き続きしっかりと検討していくかと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

ちょっとと済みません、御答弁をいただきました内容のポイントだけ確認させていただきたいんでありますが、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠の活用を通じて、蔓延防止措置の影響を受けた事業者に対しても支援ができるよう検討を今されています。

○西村国務大臣 まさに協力要請推進枠でありますので、これは知事が、今念頭に置いているのは飲食店が対象となっているわけですから、飲食店であれば、その事業者に対して何時までの時

短とするか、この要請の内容に応じて、その要請に応じていただけるように支援策を考えていきました。いという、検討しているところであります。

○浅野委員 ありがとうございました。

検討していることで、この協力金、内閣における事業者に対する支援策を検討しているというところを確認させていただきました。

その一方で、やはり、この一時支援金の考え方、先ほど申し上げたように、事業者といつてさらに、今回、蔓延防止重点措置が新設された中で、こうした影響を受ける事業者に對してもしっかりと支援の目を向けていくべき、中企庁は向けていくべきだと思っていましたけれども、この

一つの店舗だけの事業者もあれば、たくさんのお舗を持つていてる事業者もいる。そうした中でこういったきめ細かな支援をすべきだと思いますし、さらに、今回、蔓延防止重点措置が新設された中で、こうした影響を受ける事業者に對してもしっかりと支援の目を向けていくべき、中企庁は向けていくべきだと思っていましたけれども、この

蔓延防止重点措置の影響を受けた者を含めない、含められない理由、改めて大臣にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 一時支援金については、政府全体で、またコロナ本部で考えた上での決定であります。

そして、できれば規模別にというお話をもあることも承知をしておりますけれども、そういう地

方の事情によるもの、地域の事情によるものに関しては、地域の裁量において、例えば今言った三次補正での手当で、また予備費での手当と手当ができるようになりますので、そういうものも手当できるようになります。これがこの政府の共通手当でありますけれども、その手当の手当でありますけれども、やはりしつかりと捉え切れないと、この部分もあるねということの中でこういう制度になつていているということを御理解いただきたいと思

います。

○浅野委員 ありがとうございます。

この点は議論させていただきたいと思います。

○浅野委員 今後の支援策の議論の中でも、是非この質問に移りたいと思いますが、今度は西村大臣にお伺いをしていきたいと思います。

次の方に移りますが、今度は西村大臣にお伺いをしていきたいと思いますが、今度は西村大臣にお伺いをしていきたいと思います。

○浅野委員 コロナ本部の決定に従つてというところも冒頭ございましたけれども、やはり国民、事業者から見たときに、協力金ももらえるからいいという事業者もいらっしゃるかもしれません

が、制度の詳細まで、私、今回見させていただいた視点から幾つか質問をさせていただきたいと思います。

○西村国務大臣 省庁の皆さん一生懸命考えてつくられた支援策なんすけれども、今日は本当に確認しております。

ただ、やはりこれ、一つ一つの支援策は本当に

しっかりと実現するか、それがこの問題提

出したいのは、本日の資料の二の方を御覧いただければと思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

この資料の二の方を御覧いただければと思います。

○西村国務大臣 こちらは先日、帝国データバンクが行つたインターネットを活用したアンケート結果を衆議院調査室が整理したものでございます。回答企業数は約一万一千社ということで、それなりの統計精度を持ったアンケート結果でございますが、これを見てみると、コロナウイルスに関連した支援策で、利用したと回答があつた制度がかなり偏りがあるという印象を私は持っております。

第一類第十四号 予算委員会議録第十四号 令和三年二月十九日

例えば、金融機関からの融資あるいは持続化給付金、雇用調整助成金といったものについては、約三割程度の企業が利用したというふうに回答しております。それなりの普及割合なかなとうふうに思っておりますが、その一方で、例えば、もの補助とかIT導入補助金のような従来からある制度、そして、経営相談といったソフト面での支援といふのはなかなか利用割合が高くなつた実態がござります。

私の今日御提案したいことは、その裏の、次の

資料三の方を御覧いただきたいと思いますが、これはあくまでもイメージでございます。

例えば、これまで、私も地元を中心に事業者の皆様の話を聞いておりますと、現状の事業を維持したい、運転資金が欲しいと言つて事業者の皆さんのが一つ。もう一つは、感染対策をしたいんだけれども、その費用負担に困っている事業者。さらには、アフター・コロナを見据えて事業再構築をしたい事業者。大まかに、この三つの目的を持つ事業者の方々がいらっしゃいました。

今、既にあるコロナ支援策を眺めてみると、やはり一つ一つの、例えば持続化給付金とか家賃支援給付金とか今度の再構築補助金、これは、一つ一つの施策は注目をされていて周知がされているんですが、やはり、事業再構築なのか、感染対策なのか、当面の事業維持なのか、こういった目的に応じて、ある程度の組合せというのをもつと政府から発信していくべきではないかと、いうふうに考えております。

先ほどちょっと触れました、今、官邸のホームページからきれいに整理された一覧表というのが見ることができんすけれども、こちらがそなんですが、これを見てみますと非常に、一見分かりやすいんですね、あくまでも一つ一つの支援策の使用要件と支援内容が分かることですが、では、どれとどれを組み合わせればいいのかというところについてはなかなか事業者自身では判断ができないということあります。では、専門家に相談すればいいじゃないかというと、先ほど示

したアンケートのように、経営相談の利用実態が低いので、個々人での判断に依存しているのではないか、そんな懸念を持つております。

ですので、是非、事業者がどういう支援を求めているのかという目的に合わせてこの支援策をパッケージにして、できるならば手続も簡素化を

して集約をして、これからは行政側の効率化、そして事業者への認知性、分かりやすさの改善といふものにつなげていただきたいと思うのですが、

これについて、まずは西村大臣の方に御見解を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 大変重要な御指摘をいただいた

私どもの今お示しいただいたこの色つきのホームページから一つ一つ整理していくと、おつしやつたような、この資料でお示しいただいたよ

うな、事業再構築の場合とか、感染対策の場合とか、これが行き上がつてくるわけですけれども、おつしやるよう、一つ見て、あ、これ、うち使

えるなと思って、それ以外見なかつたら使えないわけですし、更に言えば、例えば雇用調整助成金

も場合によつては、事業再構築の間、何人か休ませるというときに、あるいは新たな事業に向けて研修をさせるというときにも雇用調整助成金は使

えますので、そういう意味で、一つ分かつたけれども、それ以外どれが使えるか、全部丹念に見て

いけば分かるということで御指摘をいただいたと

いうふうに理解をしております。

そういう意味で、今日、このような形で一つの事例として整理をしていただきましたので、私どもも、より今あるこのホームページを更に分かり

やすく使い勝手のいいように、どういう形にして

いつたらいのか、進化させていきたいというふうに考えておりますし、できることなら窓口、こ

れはむしろ経産省のお話になるかもしませんけれども、私どもが担当している協力金の方は都道府県が窓口で、そして一時金なり持続化補助金な

りは経産省の窓口、そして雇用調整助成金はむし

ろハローワークなり厚労省のお話ということになります。

なつてきますので、そういつたときに、できる限りワンストップで、更にこういつたものもありますよという、それぞれが少し紹介をしてもらえます。

それで、是非、事業者がどういう支援を求めているのかという目的に合わせてこの支援策をパッケージにして、できるならば手続も簡素化を

して集約をして、これからは行政側の効率化、そして事業者への認知性、分かりやすさの改善といふものにつなげていただきたいと思うのですが、

これについて、まずは西村大臣の方に御見解を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 大変重要な御指摘をいたしました

私どもの今お示しいただいたこの色つきのホームページから一つ一つ整理していくと、おつしやつたような、この資料でお示しいただいたよ

うな、事業再構築の場合とか、感染対策の場合とか、これが行き上がつてくるわけですけれども、おつしやるよう、一つ見て、あ、これ、うち使

えるなと思って、それ以外見なかつたら使えないわけですし、更に言えば、例えば雇用調整助成金

も場合によつては、事業再構築の間、何人か休ませるというときに、あるいは新たな事業に向けて研修をさせるというときにも雇用調整助成金は使

えますので、そういう意味で、一つ分かつたけれども、それ以外どれが使えるか、全部丹念に見て

いけば分かるということで御指摘をいただいたと

いうふうに理解をしております。

そういう意味で、今日、このような形で一つの事例として整理をしていただきましたので、私どもも、より今あるこのホームページを更に分かり

やすく使い勝手のいいように、どういう形にして

いつたらいのか、進化させていきたいというふうに考えておりますし、できることなら窓口、こ

れはむしろ経産省のお話になるかもしませんけれども、私どもが担当している協力金の方は都道府県が窓口で、そして一時金なり持続化補助金な

りは経産省の窓口、そして雇用調整助成金はむし

ろハローワークなり厚労省のお話ということになります。

資料の四と五になりますが、まず四ページの方を御覧ください。

事業再構築補助金の概要是もう既にここで説明

は割愛いたしますが、見ていただきたいのは、こ

の制度の補助対象外に含まれている公道を走る車両でございます。要するに自動車の部類になりますが、資料五をそのまま見ていただきたいと思います。

これも同じ経産省、中企庁が作った資料の中にあつたスライドをそのまま載せておりますが、例えれば、今回、業態転換を迫られている飲食業、例えば、今回、業態転換を図るような必要性に迫られた業態転換を図るような必要性に迫られた業態転換を図るよう、この絵に描いてあります。当然ながら、この絵に描いてありますよという、それぞれが少し紹介をしてもらえます。されど、それを少しあざけたものをデリバリーしてあります。もちろん、インターネットでの広告手段や、あるいはインナーネットでの広告手段や、あるいは運ぶための車両、これが必要だというふうに描いてあるんです。

にもかかわらず、補助対象外ということで、改めて確認しますが、これは事業再構築のための補助金で、今回影響を受ける飲食店は、デリバリー

介するポータルサイト、ミラサボプラスというものを整備しております。

資金繰り、設備投資、IT化、事業承継など、事業者の目的やお困り事から支援策を検索してい

ただくことが可能だと思つておりますけれども、やはりもう一回、委員のおつしやつた視点から、どういった組合せが可能なかということも含めて、分かりやすく使いたいと思います。

いますし、このミラサボに関しましては、月平均百十七万件のアクセスがあるということでありますけれども、このアクセス数にあぐらをかくことなく、しっかりと分かりやすいようなものを作つてしまりたいと思っております。

○浅野委員 是非よろしくお願ひいたします。

続いては、今度、事業再構築補助金について、本日、ほかの委員の方も質問されておりました

が、私からも、ちょっと改善の要望をさせていただきたいたいと思います。

続いている、今度、事業再構築補助金について、本日、ほかの委員の方も質問されておりました

が、私からも、ちょっと改善の要望をさせていただきたいたいと思います。

○梶山国務大臣 事業再構築補助金は、ウイズコロナ時代を見据えた思い切った新分野開拓、業態転換を伴う中小企業の皆様を支援するための設備投資を補助するものであります。

補助金適正化法において、補助金により調達した機器、施設については、補助目的以外の用途への使用は認められておりません。仮に他の用途への使用が認められた場合には補助金の返還事由と

これまでになつてはいるということあります。

御指摘の公道を走る車両については、事務方もお尋ねいただいしたことありますけれども、汎用性が高く、事業計画に関わる取組以外にも利用できる可能性が高いために本補助金の対象経費としないこととしているんですけれども、やはり、今委員がおっしゃったように、デリバリーやあるとかそういうことも含めて考えていく、また、固定の店舗じゃなくて移動型の店舗を考えるとか、いろいろなことがあると思います。

用資器材、例えば、改造するときにそういったものに要する費用であるとか、あとは、宅配するためのオートバイ、從来持っていたという前提ですけれども、それにつける荷台の購入、ボックス等の購入、そして据付け等については対象経費とするということで今決めているところでもあります。

また、事業用の車両そのものについては日本政策金融公庫の融資対象にはなり得るということです、当初二年間、事業再構築に向けた設備投資に関するO・P・M%引き下げる制度を三月一日から開始するために積極的に活用していただきたいと思つておりますけれども、改造のところまではこれで了解をすると、現時点では御理解をいただきたいと思います。

○浅野委員 ただ、それも踏まえても、やはり、今、現場で業態転換が必要なときにキーになるのは車なわけですね。与党側の先生方もすごくなれども、是非これも与党側の皆さんも検討していただきたいと思つます。現場が求めている支援は、やはり、この業態転換のために必要なものをしっかりと補助してほしいという思いです。是非よろしくお願ひいたします。

一部、認可を受ける前に事前に着手して

もいいというような特例は設けられていくよう

すけれども、私が今日指摘したいのは、このコロナ禍で苦しい一年間の間に既に事業再構築に向けて一定の投資をしている方々は、ではどうするんだということです。

これまで頑張った人たちが報われず、これから頑張る人たちだけが報われるのではやはり公平性に欠けるのではないかと思いますので、コロナという緊急時の状況を鑑みて、この件に関しては週に、事前着手申請を提出して承認された場合には、交付決定前であつても、補助金の制度概要を公表した二月十五日以降の設備の購入契約等を補助の対象とするなどいたしました。

しかしながら、事前着手制度の枠組みを超えて、更に遡つて支出された経費の補助を認めた場合には、補助金の後押しで事業再構築に向けた思切った投資が行われたという関係が何ら認められないために、補助金本来の目的から逸脱した支援になつてしまふと考えております。このことから、遡及適用というのは大変困難であると思っております。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。
特別定額給付金につきましては、全国を対象に緊急事態宣言が行われた中、昨年四月二十日に決定いたしました緊急経済対策におきまして、家計への支援として実施することとしたものであります。昨年九月二十五日の時点で、予算額の九十九億四千四百六十万円を実際に給付したところでございます。

なお、昨年は、ものづくり補助金やIT導入補助金、持続化補助金等によつて、感染症対策などを経済活動の両立に資する設備投資や販路拡大などの形で一定の新分野展開や業態転換の取組を後押ししてきた点もありますけれども、併せて御理解をいただきたいし、御使用もいただきたいと思つております。

ただ、やはり遡及適用というのは今までの例としてはない中で、着手前の適用というものを入れておきます。

○浅野委員 ありがとうございます。

ただ、今日、今御答弁をいただきました、困難であることも重々承知をしております。一つ、や

努力を重ねてきた事業者の皆様と、これからこの

制度を活用する事業者の方々に対する公平性の観点からの配慮、何らかの情報発信、そういうたとこは是非政府としても御検討いただきたいと思います。

そして、次の質問に移りたいと思いますが、次に少しへーマを変えまして、政府が行う政策をどのように評価するのかという点について伺つていただきたいと思います。

今、これまで国会の議論の中でも、麻生大臣が特別定額給付金の効果について様々な発言をされきましたのは私も確認させていただいておりますが、まずこれは事務方にお伺いしたいと思いますが、この特別定額給付金の政策の効果がどうだったのか、これについて答弁を求めたいと思いま

す。

○白岩政府参考人 お答え申し上げます。
政策評価制度では、各行政機関がその所掌する政策の効果を測定、分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案や実施に役立てることが基本となるております。

他方で、今答弁もございましたけれども、具体的な政策の評価に際しては、把握可能なデータの限界や関連する政策との相互の関係などがあることを考慮し、各行政機関が評価の目的に照らして適切と判断する評価を行つていくという形になります。

その上で、いずれにいたしましても、制度を所管する総務省行政評価局としては、各省における政策評価の質の向上が図られるよう、その評価の結果を踏まえながら考えていくことになると思います。

○浅野委員 時間が参りましたが、最後、河野大臣に一言だけいただきたいと思います。

やはり政策効果、この省庁縦割りの影響でなかなか、個別政策の評価をして全体評価、今答弁ありましたように、うまくやつているような答弁をしていましたが、実際にはアウトプットが出てきていません。

これをどう変えていくべきなのか、是非、河野大臣、行政改革の観点も踏まえていただけるとありがたいですが、いただけますでしょうか。

○金田委員長 河野太郎国務大臣、時間が来ていましたので、簡単にお願ひいたします。

○河野国務大臣 限られた財源の中で質の高い行

政を行つていくためには、やはりエビデンスに基づいた政策というのがしっかりと行われる必要があると思います。

個々のデータをいかに取つていくか、いろいろな制約があるのかもしませんけれども、データが取れませんといってそれで終わりにしたのでは政策の評価ができませんので、引き続き、個々の政策がどのように結果に反映されたのか、データをしつかりと見極めながらE.B.P.Mを進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございますございました。

○金田委員長 これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十二日午前八時五十五分から委員会を開会し、集中審議を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会